

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(大津税務署長)

平成30年1月19日棄却・確定

(第一審・大津地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成29年8月31日判決、本資料267号-98・順号13047)

判 決

控訴人(原告)	有限会社A
同代表者取締役	乙
同訴訟代理人弁護士	西村 隆志
同	山岡 慎二
同	福光 真紀
被控訴人(被告)	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	大津税務署長
	松並 智敏
被控訴人指定代理人	萩野 卓巳
同	長西 研太
同	足立 昌隆
同	福場 康雄
同	辻 清人

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁が控訴人に対し平成27年1月27日付けでした、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち確定申告額である134万3600円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成25年2月1日から平成26年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分をいずれも取り消す。
- (3) 処分行政庁が控訴人に対し平成27年1月27日付けでした、平成26年1月22日付け及び平成26年3月31日付け提出の特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長の各承認申請に対する各却下処分をいずれも取り消す。
- (4) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、公衆浴場業等を営む有限会社である控訴人が、処分行政庁に対し、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの事業年度（以下「平成25年1月期」という。）の法人税の確定申告書において、租税特別措置法（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下「措置法」という。）65条の8第1項に規定する特定の資産の譲渡に伴う特別勘定（以下「本件特別勘定」という。）の設定をして申告し、さらに本件特別勘定の設定期間延長の申請書を2回にわたって提出した（以下「本件各延長申請」という。）ところ、処分行政庁から、①平成25年1月期の申告法人税に対する更正処分（以下「平成25年1月期更正処分」という。）、②同期過少申告加算税賦課決定処分（以下「平成25年1月期過少申告加算税賦課決定処分」という。）、③本件各延長申請の各却下処分（以下「本件各却下処分」という。）及び④平成25年2月1日から平成26年1月31日までの事業年度（以下「平成26年1月期」という。）の申告法人税に対する更正処分（以下「平成26年1月期更正処分」という。）を受けたことから、被控訴人に対し、①平成25年1月期更正処分のうち確定申告額を超える部分、②平成25年1月期過少申告加算税賦課決定処分、③本件各却下処分及び④平成26年1月期更正処分の各取消しを求めた事案である。

2 原判決は、本件訴えのうち平成26年1月期更正処分の取消しを求める部分を却下し、その余の請求をいずれも棄却した。そこで、控訴人が原判決を不服として控訴した。

3 関係法令等の定め、前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2から5まで（原判決3頁6行目から11頁20行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁14行目の「取得」の次に「が」を加え、17行目の「場合であつて」を「場合において」と改める。

(2) 原判決8頁4行目の「買換」を「買換え」と改める。

(3) 原判決9頁9行目の末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「4 課税の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張

平成25年1月期更正処分及び平成25年1月期過少申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性並びに本件各却下処分の適法性に関する被控訴人の主張は、当審判決の別紙「本件更正処分等の根拠及び適法性」に記載のとおりである。

なお、控訴人は、後記5の争点以外の点については特に争っていない。」

(4) 原判決9頁10行目冒頭の「4」を「5」と、14行目冒頭の「5」を「6」とそれぞれ改める。

(5) 原判決9頁21行目及び22行目の各「取消」をいずれも「取消し」と改める。

(6) 原判決10頁22行目の「本件賃借権」を「本件賃借権等」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件訴えのうち平成26年1月期更正処分の取消しを求める部分は訴えの利益を欠いた不適法なものであり、その余の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり補足するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1から4まで（原判決11頁22行目から13頁19行目まで）に記載の

とおりであるから、これを引用する。

原判決13頁15行目から19行目までを次のとおり改める。

「3 本件更正処分等の適法性

これまでに判示したところ及び弁論の全趣旨によれば、平成25年1月期更正処分及び平成25年1月期過少申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性並びに本件各却下処分の適法性については、当審判決の別紙「本件更正処分等の根拠及び適法性」に記載のとおりであると認められるから（本件争点に関する部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については当事者間に争いがなく、その算定過程に違法、不合理な点はない。）、平成25年1月期更正処分、平成25年1月期過少申告加算税賦課決定処分及び本件各却下処分は、いずれも適法である。」

- 2 控訴人が取得した本件買換資産が措置法65条の7第1項に規定する買換え特例の適用を受ける買換資産に該当しない以上、本件においては、争点（2）（本件賃借権等が買換え特例における譲渡資産に当たるか）に係る当事者の主張の当否について判断するまでもなく、控訴人が平成25年1月期の法人税の確定申告において特別勘定による課税の特例の適用を受けられないことは、原判決の認定判断のとおりであるが、念のため、争点（2）について次のとおり判断する。

措置法65条の7第1項に規定する「土地の上に存する権利」とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいうところ、本件において、控訴人が、本件土地に係る賃借権を有しているといえるためには、本件土地に係る賃貸借契約が締結されていることが前提となる。

しかし、本件賃借権等の対価とされる4000万円（乙5・2枚目）は、本件賃貸借契約を合意解除する対価として支払われた本件立退料相当額である（乙4）ところ、本件賃貸借契約書においては、「建物賃貸借契約書」という表題の下、賃貸人（丁）所有に係る「第1条記載の建物」について「賃借契約を締結します」とのみ記載されている上、第1条（本件建物の表示）をみても、対象物件は、「大阪市中央区 屋号B」とされ、その賃料（第4条）及び使用の目的（第6条）等を見ても、本件建物について規定されているのみであって、本件土地についての規定は全く見当たらないから（乙1）、本件賃貸借契約に本件土地に係る賃貸借契約が含まれているとはいえない。

また、控訴人の前代表者C（甲の妻）は、平成26年8月6日の質問調査において、「賃貸借契約書にあるとおり、Bの建物を借りて賃料を入浴料の15%払っていましたが、土地を借りる契約はしていないので土地の賃料を払っていたことはありません。」と回答し（乙16・3枚目）、また、控訴人の現代表者乙（甲の子）も、同年11月21日の質問調査において、「Bに関して、丁との間に建物賃貸借契約以外の契約はなく、その契約に基づく賃貸料以外の支払いはなかった。」と回答しており（乙17・1枚目）、これらの回答内容を見ても、控訴人が丁との間で、本件土地に係る賃貸借契約を締結していたとはいえない。

この点、控訴人は、昭和62年7月7日から本件建物を賃借していたところ、平成7年の阪神淡路大震災の際、本件建物も被災したため、その修繕工事のために事業資金を支出しており、その際、当時の賃貸人であった戊（甲の父）との関係で本件土地に係る賃借権を取得したこと、その後、戊の相続が発生し、その妻である丁が本件建物も本件土地も相続したため、改めて本件賃貸借契約が締結されたが、これは、戊との間で締結された本件建物及び本件土地についての賃貸借契約をいずれも承継する趣旨でされたものであることを指摘し、以上によれば、控訴

人は、本件土地に係る賃借権を有していると主張する。しかし、本件においては、控訴人が、平成7年の阪神淡路大震災の際に本件土地に係る賃借権を取得したことを裏付ける証拠はなく、また、控訴人指摘の上記事実を認めるに足りる証拠も存在しない。このほか、控訴人が、丁との間で本件土地に係る賃貸借契約を締結していたとの事実を認めるに足りる証拠も存在しないから、控訴人の主張は理由がない。

- 3 その他、控訴人の当審における主張を勘案しても、上記認定・判断を左右するに足りない。
- 4 以上によれば、本件訴えのうち平成26年1月期更正処分の取消しを求める部分は不適法であるからこれを却下し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきである。

よって、これと同旨の原判決は正当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 田川 直之

裁判官 安達 玄

裁判官 高橋 伸幸

(別紙)

本件更正処分等の根拠及び適法性

1 平成25年1月期更正処分の根拠及び適法性

控訴人の平成25年1月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、別表1に記載のとおりであり、その内容は、次のとおりである。

(1) 所得金額 (別表1の③欄) 3829万6136円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 申告所得金額 (同①欄) 746万5382円

上記金額は、控訴人の平成25年1月期の法人税に係る確定申告書の別表一(一)「所得金額又は欠損金額 1」欄に記載された金額である。

イ 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定の金額相当額の損金不算入額 (同②欄) 3083万0754円

控訴人は、特別勘定による課税の特例の適用を受けることができず(特別勘定による課税の特例の適用の有無については、当事者間に争いがある。)、上記金額は、損金の額に算入することができないことから、申告所得金額に加算する。

(2) 法人税額 (同⑨欄) 1052万8800円

上記金額は、上記(1)の所得金額(ただし、国税通則法(平成28年法律第15号による改正前のもの。以下「通則法」という。)118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に対し、法人税法66条及び措置法42条の3の2第1項(いずれも平成23年法律第114号による改正前のもの。なお、同改正前の措置法42条の3の2は、平成24年3月31日までに終了する事業年度について適用することとされていたが、経過措置として、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税についても、改正前の税率(18パーセント)を適用することとされた(平成23年法律第114号附則52条。))に規定された税率(年800万円相当額以下の金額については18パーセント、これを超える金額については30パーセント)を乗じたものである。

(3) 控除所得税額等 (同⑩欄) 43円

上記金額は、控訴人の平成25年1月期の法人税に係る確定申告書の別表一(一)「控除税額 12」欄に記載された金額である。

(4) 納付すべき法人税額 (同⑪欄) 1052万8700円

上記金額は、上記(2)の金額から上記(3)の金額を控除した金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)である。

(5) 既に納付の確定した法人税額 (同⑫欄) 134万3600円

上記金額は、控訴人の平成25年1月期の法人税に係る確定申告書の別表一(一)「差引所得に対する法人税額 13」欄に記載された金額である。

(6) 差引納付すべき法人税額 (同⑬欄) 918万5100円

上記金額は、上記(4)の金額から上記(5)の金額を控除した金額である。

(7) 小括

以上のとおり、控訴人の平成25年1月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、平成25年1月期更正処分における所得金額及び納付すべき法人税額と同額であるから、平成2

5年1月期更正処分は適法である。

2 平成25年1月期過少申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 過少申告加算税の法令の規定

通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき同法35条2項の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定している。

また、同法65条2項は、同条1項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。

そして、同条4項は、上記修正申告書の提出又は更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、納付すべき税額から一定の金額を控除して計算する旨規定している。

(2) 平成25年1月期過少申告加算税賦課決定処分（別表2）

平成25年1月期更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により差引納付すべき法人税額918万円（上記1（6）。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の10の割合を乗じて算出した91万8000円に、当該差引納付すべき法人税額918万5100円のうち期限内申告税額134万3643円を超える部分に相当する税額784万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の5の割合を乗じて算出した金額39万2000円を加算した金額131万円である。

なお、平成25年1月期更正処分に基づき控訴人が新たに納付すべき法人税額の計算の基礎となった事実のうち、同更正処分前の法人税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

(3) 小括

以上のとおり、平成25年1月期更正処分に伴って控訴人に賦課されるべき過少申告加算税の金額は、平成25年1月期過少申告加算税賦課決定処分により控訴人に賦課された過少申告加算税の金額と同額であるから、平成25年1月期過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

3 本件各却下処分の適法性

控訴人は、特別勘定による課税の特例の適用を受けることはできないから（特別勘定による課税の特例の適用の有無については、当事者間に争いがある。）、処分行政庁が、控訴人に対し、本件各延長申請は認められないとしてした本件各却下処分はいずれも適法である。

以上

別表 1、別表 2 省略